

## ① 来年度の町長選挙出馬とこれまでの町政運営について

来年4月、本町の町長選挙が施行されます。吉田町長が就任され約11年8カ月が経過しようとしています。「幸福度日本一のまち」の公約に基づき、町民のワークショップ・パブリックコメントなどを経て長与町第10次総合計画を策定し、町政運営を実施されて来られたと思います。そこで、首長の町政運営の手腕と成果は果たされたのでしょうか。少子高齢化の中、限られた財源のなかでの今後の牽引と来年春の町長選挙出馬への意気込みや決意はどういう思いなのかお聞きします。また、これまでの課題や今後の問題点などあれば伺います。

- (1) これまでの総合計画に基づいた町政運営の成果と満足度の総括を伺います。
- (2) 住みたい、住み続けたい「幸福度日本一のまち」の公約を住民からみた幸福度をどのように捉え果たせたのか伺います。
- (3) 来年春の町長選挙への出馬表明はいつ行うのか伺います。また、取り残した課題はあるのでしょうか。お聞きします。
- (4) 次年度の重要視する公約と目標をお聞きします。

## ② 障がい児・者の福祉政策について

平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」が施行されました。また、2021年に障害者差別解消法が改正され、民間の事業者に対し障がい者への合理的配慮の提供が義務づけられ、来年4月1日より施行されます。また、平成26年4月、長崎県の「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行され9年が経過し、これに遵守し本町も差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるまちづくりが推進され、本町においても長与町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し施行されているところであります。

障がいのある人が住みよい町は、誰にでも快適に住みよい町になると考えます。そこで、今後の障がい児・者に対する本町の安心して住みよいまちづくりの環境改善に伴う施策についてお聞きします。

- (1) 合理的配慮の提供（法的義務）に関する本町の認識と、企業（民間）への啓発と合理的配慮の提供はどのようなことが必要か伺います。
- (2) 公民館などの公共施設のバリアの改修が必要だと考えますが、今後の対策について伺います。
- (3) 障がい者の65歳問題について、どのように考え対応されるのか伺います。
- (4) 本町在住の障がい者にとっての相談の窓口であり拠点である、長与町障害者団体連絡協議会の存続についての考えがあれば伺います。